平成２１年（フ）第１１４５号
京都市右京区西院乾町14番地３　レオパレス西院１―106号室
債務者　宮岡　義子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５０号
京都市南区吉祥院御池町７番地　ネオコーポ西大路512号
債務者　道明建築事務所こと　金森　成満
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９３号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　住宅公団小栗栖北団地17―206
債務者　後藤　敏郎
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２９号
京都市中京区壬生西大竹町５番地１　アネックス大竹203号
債務者　谷口　幸代
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９３号
京都市右京区梅津南広町81番地１　梅津グランドハイツ120号
債務者　和田　博友
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２２号
京都市伏見区久我東町６番地50
債務者　西端　照代
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５５７号
兵庫県西宮市枝川町５番16―901号、前住所大阪市城東区関目１丁目14番26号
債務者　西上　一人
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５８３号
兵庫県西宮市名塩山荘24番１―106号
債務者　藤本　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５９９号
兵庫県尼崎市次屋２丁目９番16号　三野貸家１階、前住所兵庫県尼崎市尾浜町３丁目11番24号　吉村文化１階
債務者　太田　秋生
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６２６号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目22番20―307号
債務者　乗鞍　満雄
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３８０号
愛媛県松山市御幸１丁目312番地２
債務者　吉田未来介
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３０６号
福岡県小郡市寺福童992番地７　メログラーノ202
債務者　美村　正哉
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３０１号
佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1510番地
債務者　和田　茂美（旧姓渕上）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
佐賀県佐賀市田代１丁目２番６号　馬郡アパート17号
債務者　菊池　和剛
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
佐賀県佐賀市白山１丁目９番16号
債務者　三田　恭平
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２６号
佐賀県佐賀市若宮３丁目４番145号
債務者　笠原美智子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２８号
佐賀県佐賀市鍋島町大字鍋島667番地１
債務者　酒見　厚子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３４号
佐賀県佐賀市本庄町大字袋380番地１
債務者　近藤　和子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係